

原子力災害に備えた地区別広域避難計画パンフレット印刷・配送業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は島根県（以下「発注者」という。）が発注する原子力災害に備えた地区別広域避難計画パンフレット印刷・配送業務（以下「業務」という。）を受注する者（以下「受注者」という。）の業務について必要な事項を定めたものである。

2 業務内容

（１）印刷

（２）仕分け・梱包・配送

3 印刷物の仕様等

発注者が提供するパンフレットデータ（松江 29 地区、出雲 31 地区、安来 19 地区、雲南 15 地区）により、以下表に示す仕様に基づき印刷を行い、発注者が指定する場所に梱包の上、配送する。

なお、発注者が地区毎に提供するデータを随時印刷、梱包の上、各地区で発注者が定める期限までに配送すること。

印刷	種類	チラシ
	規格	①各地区別パンフレット 縦 297mm×横 840mm 両面 4 色刷 ／経本折 3 山（A 4 8 ページ仕上） ※各地区毎にデータは異なる（計 94 地区） ②概要面 A 3 版 両面 4 色刷／二つ折（A 4 4 ページ仕上） ※各市毎にデータは異なる（計 3 種類）
	用紙	マットコート紙 110kg
	部数	計 215,390 部（①及び②を含む）梱包総数 1,043 包 各地区の詳細な部数、梱包は別紙のとおり
	その他	発注者より随時提供するデータを印刷すること データ提供時期は令和 8 年 1 月末を予定するが、それ以前であっても完成した地区分から随時提供するものとする 各地区の配送時期は発注者又は各市と協議の上、指示される梱包数及び梱包方法で実施すること

4 チラシの仕分け・梱包・配送について

（１）納品先

別紙のとおり

（２）添書

添書や様式の指定があるものは、提供するデータ等を印刷のうえ、パンフレット又は各包装に添付し、発送すること。

（３）梱包・配送

3 で行った印刷物は、各戸に配布を予定しているため、印刷をした後、自治会毎に梱包する等各市で定められた配布・梱包方法に従い、配布・梱包を行うこと（地区毎に定める梱包数は別紙を参照）。

発送用封筒等梱包資材及び発送に係る諸経費は費用に含めることとする。

発送元は「島根県原子力安全対策課」又は各市担当課とすること。

5 留意事項

（１）受注者は、次のいずれかの要件を満たすこと。

（ア）受注者自らが業務を行う場合は、県内に生産設備を保有する者であること。ただし、（イ）の再委託の相手方について、設備等の機能や納期への対応等の理由により適切な者が県内にいない場合はこの限りではない。

(イ) 再委託をする場合は、再委託の相手方は、県内に事業所を有し、かつ生産設備を保有する者であること。

(2) 別紙1「印刷物発注に係る報告書」を落札者決定から2週間以内に提出すること。

6 知的財産権

受注者は、業務の実施に当たり第三者の所有する知的財産権を使用する場合、受注者の責任と負担において必要な権利を取得するものとして、万一、第三者から異議求償等の申出があったときは、受注者の責任と負担において解決するものとする。

7 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、すべて受注者の負担とする。

8 著作権の取り扱い

- (1) 本業務に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、第三者が権利を有する著作物（写真、音楽、映像等）を使用する場合には、著作権及び肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとし、使用許諾等が必要な場合は、あらかじめ発注者の了解を得るものとする。
- (3) 受注者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。